

第26回(2018年度)事業報告書
(2018年4月1日から2019年3月31日)

2019年5月28日

公益財団法人 ニッセイ緑の財団

目 次

1. 事業報告	
(1) 事業概要	1頁
(2) 庶務事項	14頁
2. 貸借対照表	21頁
3. 正味財産増減計算書	22頁
4. 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書	30頁
5. 財産目録	31頁

1. 事業報告

(1) 事業概要

概要

当財団は、“森林の保護、育成を図り、もって幅広く環境の保全に資する”ことを目的に設立され、平成4年からスタートした「ニッセイの森づくり」は、平成30年度で27年目を迎えた。

当初の目標であった「ニッセイ100万本の植樹活動」は、平成14年に達成し、現在まで全国194箇所(453.3ha)、136万本(国有林131万本、その他5万本)を植樹し、継続的な植樹・育樹活動を行っており、これまでのべ3.8万人がボランティア活動に参加している(平成30年度末時点)。

森林づくり事業では、現地踏査などを通じて、森林管理署・林業事業者との良好なコミュニケーションの下で、適時適切な施業を実施した。また、成林に関し、継続的に課題となっていた森について、外部の専門家への委託調査を行った。なお、ボランティアによる森林づくり活動は、全国17箇所で開催し、1,379名(対前年23名減)が参加した(8箇所が雨天等による中止)。

森林を愛する人づくり事業では、“ニッセイの森”の中で森に触れる活動、及び森以外の場所での間伐材等の産物を活用する活動を行った。

前者については、これまでの森の探検隊、ふれあい森林教室に加えて、新規事業としてふれあい木育教室や“ニッセイ高尾の森”を活用した自然観察会を行った(たちかわ市民交流大学受講生等・日本生命ご出身者向け)。また、後者については、札幌駅地下街での新規イベント(木育ひろばinチ・カ・ホ2018)や、大型ショッピングモールにおける木工クラフトワークショップ、他財団・日本生命支社とのコラボイベント等の拡充を図ったことに加え、樹木名プレートの寄贈活動を展開した。

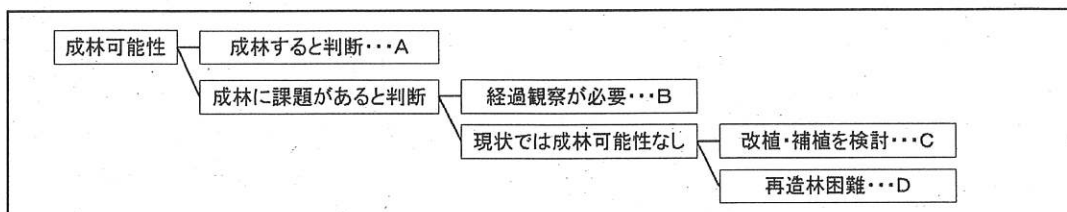
上記の取組みを通じ、合計で年間のべ11,717名の方々に参加していただいた。

q I. 森林づくり事業

(1) 「法人の森林」制度に基づく森林づくり事業

① 成林可能性ランク

踏査による状況確認と外部の専門家への委託調査を実施し、成育状況に応じたランクの見直しを行った。



ランク	各ランクの定義	箇所数 (対前年)	今後の方策
A	成林可能な森	169 (±0)	成育状況・林齢等に応じた施業の実施判断
B	経過観察が必要な森	16 (▲1)	
B1	当面注視する森 (現段階で特別な追加施業不要)	11 (▲1)	成育状況・林齢等に応じた施業の実施判断
B2	通常の施業に加え、更新補助作業等を必要とする森	4 (±0)	適切な更新補助作業の実施 【対象】 富士の森⑧ (静岡県) 伊豆の森①② (静岡県) 湯布院の森 (大分県) 踏査、外部専門家調査等の結果を踏まえ、獣害対策の確実な実施の下での補植・改植等を検討
B3	直近の林業事業体の報告では、成林可能性ランクの判断情報が不足する森	1 (±0)	【対象】 飯館の森 (福島県) 国のモニタリング調査の結果を基に、対応を検討
C	現状のままでは成林可能性なしと判断している森 (補植・改植、防護柵設置等により成林が可能か否かを判断することが必要)	0 (±0)	【対象】 なし 成林可能性が低いと判断すれば分収造林契約の解除を検討
D	現状で再造林が困難であると判断し、森林管理署へ分収造林契約の解除要請を行う森	0 (▲1)	【対象】 なし

② 活用度分類

《分類結果と定義等》

分類	数	各分類の定義	今後の活用方策
☆	2 (高尾、社)	重点的な活用に向け整備をしていく森。大都市近郊でボランティアおよびイベントにおける継続的な活用を見込むことが出来る。	<ul style="list-style-type: none"> ・一般の方も参加するボランティア活動や様々なイベントで積極的に活用 ・つる切、枝打、除伐、間伐等を実施 ・歩道の整備や樹木名プレートの活用等
◎	58	次の①から③までの条件を満たす森。 ①日本生命の支社所在地から近距離 ②傾斜等の立地条件が良好 ③森までの林道がバス等で通行可能、かつ、付近に駐車スペースあり	<ul style="list-style-type: none"> ・ボランティア活動で活用 ・歩道の確保(ボランティア実施時等) ・つる切、枝打、除伐、間伐等を実施
○	43	管轄支社管内における近隣の営業拠点からは近距離かつ上記②③を満たす森。	
△	82	上記①～③を満たさない森	<ul style="list-style-type: none"> ・現地踏査等を通じ活用可能性を検討 ・森林づくりに支障がない限りで、調査や研究の場など要請に応じて活用(上記を含めた全ての森共通)
計	185		

③ 保育施業・調査

(ア) 保育施業

植栽後20年を経過し間伐期に入った森が全体の過半数（個所数ベース）を占めてきており下刈等が減少し、除・間伐が増えている。

《実施施業》

施業	箇所 (面積)	昨年との 差異	実施 時期	内容	施業方針
下刈	7箇所 (15ha)	▲1箇所 (▲2ha)	1～10 年生	植栽木の育成促進を図るため、繁茂状況等に応じ、雑草木等の刈払いを年1～2回継続的に実施	原則として、2回刈は植栽から3年まで、1回刈はその後6年までとする。終了の判断は、約7割の植栽木の高さが植生高を50cm～1m抜け出ていることを確認して行う。
つる切	2箇所 (5ha)	+1箇所 (+4ha)	随時	植栽木・高木性有用木の幹・枝に巻き付き、成育を阻害するつるを除去	つるの繁茂状況を把握して、原則として、除伐と同時実施する。
枝打	1箇所 (2ha)	▲2箇所 (▲2ha)	15年生 前後	景観の向上、作業環境の整備、林内の光環境の改善等を目的とした枝の除去	原則として、下刈終了後5年程度経過した森で枝下2mまでの範囲で1回実施する。特別な場合を除き、2回目（枝下4mまで）は実施しない。
除伐	4箇所 (8ha)	▲2箇所 (▲1ha)	11年生 前後	植栽樹種と周辺植生が競合している場合に育成対象木の成育を阻害する樹木等を中心に除去	植栽木の実生の発生、周辺植生の侵入などによる林床植生の発達を促すため、実施に当たっては制度等の許す範囲内で出来るだけ高い伐採率で行い、空間の確保や林内照度の向上を図る。
除伐 2類	7箇所 (11ha)	▲8箇所 (▲23ha)	20年生 前後	除伐後に樹冠が混みあつてきて、植栽木間の競争が激しく、成育が阻害され、或いは下層植生が少なくなっている場合に植栽木を適正な本数密度に調整	
保育間伐	2箇所 (4ha)	▲1箇所 (▲2ha)	20～30 年生前後		

(イ) 森の踏査

森の踏査は、原則として森林管理署と林業事業体に同行を依頼し、財団他3者で実施することとしており、86箇所の森で状況確認を行った。

また、より多くの情報を基に今後の取扱いを検討することが必要な森（高尾野の森）について、外部の専門家への委託調査（現況把握、対応策の提案）を実施した。

さらに、長期間確認ができていない森について、林業事業体へ調査を依頼した（19箇所について実施）。

踏査等により判明した事実をもとに、分収造林契約を一部解除・解除の対応を行っている森は以下の通りである。

【一部解除】筑前の森

平成30年7月豪雨によって被害が発生したため、現地確認を実施した。山腹の一部が大きく崩壊した筑前の森は、被害部分を一部解除とする対応をとり、引き続き森林づくりを行う方向で森林管理署と調整する予定としている。

【解除】一宮の森・朝倉の森

また、自然災害や獣害等により、今後の成林が難しいと判断される森（一宮の森(獣害)・朝倉の森(水害)）については契約解除とした。

(2) 地方公共団体の関わる森林づくり事業

国有林の「法人の森」を設定できていない地域等においては、地方公共団体等との協定に基づく森林づくりを計画通りに実施した。

協定期間の満了を迎えた美の山の森、京丹波の森、千早の森については、引き続き森の整備が必要、育樹ボランティア活動の場として活用が可能であることから、京丹波の森は1年更新、美の山の森・千早の森は5年更新にてそれぞれ延長を行った。

また、大阪府において“ニッセイの森”友の会や、地域の方々とともに間伐等の森の整備を進め、地域の方々に愛される森林づくりを推進していくため、“ニッセイ東阪の森”として2019年(平成31年)4月1日から5年間の協定を締結した(大阪府、千早赤阪村、森林所有者様、ニッセイ緑の財団の4者協定)。

《地方公共団体との協定締結箇所》 全9箇所(協定等締結順に記載)

名称	所在地	協定等 相手先	面積 (ha) (注4)	植樹 (本)	植樹 年月	協定 開始月	協定 期間	今年度 施業
美の山の森	埼玉県 秩父郡 皆野町	・埼玉県 ・皆野町	3.33	1,850	H20/9	H20/3	H31/4～ 5年間	ボランティア にて実施 (下刈・つる切)
桂湖の森	富山県 南砺市	・富山県	2.29	2,070	H21/10	H21/7	H30/4～ 3年間	—
内灘の森	石川県 河北郡 内灘町	・石川県	3.67	2,000	H21/12	H21/10	H28/4～ .5年間	ボランティア にて実施 (つる切・補植)
宮城県有林 (利府町菅谷)	宮城県 宮城郡 利府町	・宮城県	5.00	500 (注1)	H22/10	H22/8	H27/8～ 5年間	下刈
京丹波の森	京都府 船井郡 京丹波町	・京都府・京丹波町 ・京都デジタル協会 ・和田区山林管理会	0.39	330	H19/12	H24/4	H31/4～ 1年間	—
千早の森	大阪府 南河内郡 千早赤阪村	・大阪府 ・山林所有者 ・千早赤阪村	2.32	0 (注2)	—	H26/4	R1/5～ 5年間	—
森から考 えるESD学 びの森	宮城県 宮城郡 利府町	・宮城県	4.43	150 (注3)	H27/10	H27/4	H27/4～ 5年間	下刈
復興への 希望の丘	宮城県 岩沼市	・宮城県岩沼市 ・玉浦西まちづくり 住民協議会	0.65	3,400	H28/4	H27/9	H27/9～ 5年間	ボランティアにて 実施(植樹)・施業 にて実施(下刈)
東阪の森	大阪府 南河内郡 千早赤阪村	・大阪府 ・山林所有者 ・千早赤阪村	0.28	0 (注2)	—	H31/4	H31/4～ 5年間	ボランティア にて実施 (間伐)

- 注 1. 植樹面積は約0.5ha。その他は成林している森(30年生前後)のため、体験活動などで活用。
 2. 林齢40年生程度の人工林での森林づくり活動に関する協定であり当財団での植樹はなし。
 3. 植栽面積は約0.07ha。その他は40～70年生の成林している森のため、体験活動などで活用。
 4. 植樹面積は小数点第3位以下は切り捨てにて表示。

Ⅱ. 森林を愛する人づくり事業

(1) 森林づくりボランティア活動

“ニッセイの森”での植樹、下刈、枝打、間伐等のボランティア活動を17箇所で開催し、1,379名が参加した(対前年▲23名)。

ボランティアによる日本全国での森林づくり活動を通じ、森林の保護・育成や環境保全における意識向上等を図り、森林づくりの大切さを伝えることが出来た。

《平成30年度開催実績》※網掛けは雨天中止箇所

開催日	開催地	都道府県	施業内容	参加者数
5.12	常陸太田の森	茨城県	枝打	50名
5.12	大田原の森	栃木県	除伐・下刈	61名
5.19	軽井沢の森	長野県	間伐	49名
5.26	賀茂の森	広島県	間伐	77名
5.26	まんのうの森	香川県	枝打	53名
6.3	希望の丘	宮城県	雑草抜き・植樹	120名
6.16	知内の森	北海道	除伐	59名
8.4	支笏湖の森	北海道	下刈	151名
8.4	山形の森	山形県	下刈	75名
10.13	夏泊の森	青森県	間伐	64名
10.13	ときがわの森	埼玉県	枝打	41名
11.3	美の山の森	埼玉府	つる切	92名
11.10	社の森	兵庫県	除伐等	59名
11.10	内灘の森	石川県	つる切	67名
12.2	熊本の森	熊本県	枝打	173名
12.15	筑前の森	福岡県	間伐	134名
12.15	脊振の森	佐賀県	除伐	54名
4.7	員弁の森	三重県	補植等	(雨天中止)
5.19	飛鳥の森	奈良県	除伐	(雨天中止)
6.16	伊豆の森	静岡県	除伐	(雨天中止)
7.7	富士の森	静岡県	間伐	(雨天中止)
9.1	桂湖の森	富山県	下刈・つる切	(雨天中止)
9.1	関川の森	新潟県	被害木整理	(雨天中止)
9.8	平泉の森	岩手県	つる切・枝打	(雨天中止)
9.8	加茂川の森	岡山県	除伐	(豪雨の影響により中止)
合計	実施:17箇所(計画:25箇所)		1,379名(対前年▲23名)	

(2) 森林のめぐみに触れる活動

ア. “ニッセイの森”での活動

自然の大切さを学び、自然に対する理解を深め、森林を愛する人を増やしていく事を目的に、“ニッセイの森”で、直接森の活動を体験するイベント、およびその為の整備を以下の通り行った。

① ふれあい森林教室・ふれあい木育教室

(a) ふれあい森林教室

「森から考えるESD学びの森」(宮城県)にて未就学児童・小中学生とその保護者を対象とした森林整備体験、自然観察やネイチャークラフトなどを全14回実施した。

開催日	対象者	参加者数	新規表示
4.22	一般親子	52名	—
5.24	飯館村立飯館中学校(福島県)	15名	
5.28	民間学童ドリームクラブ(宮城県)	25名	
7.1	一般親子	43名	
8.5	一般親子みどりの少年団	48名	
8.17	利府町西部児童館りふ〜る	33名	
8.24	民間学童ドリームクラブ(宮城県)	23名	
8.30	南魚沼市立六日町小学校(新潟県)	83名	
9.11	新地町立尚英中学校(福島県)	80名	
10.23	仙台市立泉松陵小学校(宮城県)	56名	
10.28	多賀城市中央公民館	81名	
10.30	仙台市立六郷小学校(宮城県)	111名	
11.2	仙台市立南材木町小学校(宮城県)	56名	
3.23	多賀城市中央公民館	23名	
合計14回	合計729名(対前年+22名)		

(b) ふれあい木育教室

「森から考えるESD学びの森」で採れた間伐材を活用して、宮城県利府町「県民の森」等にて、全7回開催実施した。

開催日	対象者	参加者数	新規表示
5.5	施設来場者	84名	★
8.11	施設来場者	144名	
8.25	一般親子	60名	
11.16	福島県伊達市立小手小学校	39名	
12.8	多賀城市中央公民館	123名	
1.20	一般親子	38名	
3.17	一般親子	30名	
合計7回	合計518名		

②森の探検隊(高尾の森・社の森)

日本生命と協力して、子どもとその保護者を対象とし、自然体験活動を実施した。

開催日	開催地	参加者数	内容	新規表示
7.28	ニッセイ高尾の森(東京都)	(雨天中止)	木工クラフト作りや樹木名プレートの設置、自然観察等 日本生命CSR推進部主催	—
	ニッセイ社の森(兵庫県)	39名		

③自然体験型フィールドの設置

自然豊かな「高尾の森」(東京都)及びその周辺林道を「森を楽しみ、自然環境が学べるフィールド」として活用するため、林野庁等の協力を得て、整備、および“ニッセイの森”の間伐材で作成した植物名プレート等の設置を行った。

(a) 自然観察会①

たちかわ市民交流大学の受講生や、丘陵の会を中心に、自然観察会や植物名プレートの設置等を実施した。

開催日	開催地	参加者数	内容	新規表示
4.22	ニッセイ高尾の森	34名	自然観察、植物名プレートの設置等	—

(b) 自然観察会②

喜楽会(日本生命ご出身者)向けに、初めて自然観察会や植物名プレートの設置等を実施した。

開催日	開催地	参加者数	内容	新規表示
5.31	ニッセイ高尾の森	30名	自然観察、植物名プレートの設置等	★

イ. “ニッセイの森”の間伐材等を活用する活動

財団の特長である「長期的に継続してきた全国規模の森林づくり」を最大限活かすべく、直接、森に行かなくても、“ニッセイの森”の間伐材等を利用して、自然への関心を持ってもらい、自然環境や森づくりへの理解を深めていくことを目的に、以下の活動を行った。

① イベント内容

(a) 日本生命との連携

◇日本生命支社との連携

日本生命支社(水戸支社・仙台支社・倉敷支社)にて、日本の伝統玩具であるぱたぱた板作りやテーブルリース作りイベント等を実施した。

開催日	開催地	内容	参加者数	新規表示
10.22	日本生命 水戸支社	ぱたぱた板作り	22名	★
12.17	日本生命 仙台支社	テーブルリース作り	32名	-
12.19	日本生命 倉敷支社	テーブルリース作り	61名	★

◇日本生命関連事業統括部との連携

日本生命関連事業統括部主催のイベント(夏休み自由研究フェス!)において、ブース出展を行った。

開催日	開催地	内容	参加者数	新規表示
7.24	大宮ソニックシティ	森の勉強会 ぱたぱた板作り	47名	★
7.31	日本生命 LP名古屋		28名	★
8.6	日本生命 丸の内ビル		56名	-
8.8	日本生命 本店東館		49名	-

◇日本生命CSR推進部との連携

日本生命CSR推進部との協業で、お正月に向けた竹かざり作りイベントを行った。

開催日	開催地	内容	参加者数	新規表示
12.26	日本生命 丸の内ビル	竹かざりづくり	41名	★

(b) グループ会社との連携

◇公益財団法人日本生命済生会(日本生命病院)との連携

平成30年4月30日移設完了となった新病院(大阪府庁跡)にて、(公財)日本生命済生会と(公財)ニッセイ緑の財団の共同開催で、健康への学びを体験し、身近な自然に触れるプログラムとして「第5回自然にまなぶ! 自然であそぶ! ニッセイ健康キッズ!」を開催した。

開催日	内容	参加者数	対象	新規表示
11.3	ニッセイ健康キッズ!	32名	地元の親子向け	-

◇公益財団法人ニッセイ聖隷健康福祉財団との連携

松戸ニッセイエデンの園(千葉県)にて、夏休み自由工作イベントやテーブルリース作りイベント等の木工クラフトワークショップを実施した。

開催日	内容	参加者数	対象	新規表示
7.23	夏休み自由工作イベント (ぱたぱた板作り)	30名	地元の子ども向け	-
11.19	テーブルリース作り	7名	入居者の方々向け	
12.8	テーブルリース作り	16名	地元の子ども向け	

(c) 木工クラフトワークショップ

大型ショッピングモールにおいて、“ニッセイの森”の間伐材等を利用した木工クラフトワークショップを開催した。

開催日	開催地	内容	参加者数	新規表示
8.14-15	イオンモール 幕張新都心(千葉県)	ナチュラルマグネットや キーホルダー・竹笛づくり	705名	-

(d) その他“ニッセイの森”の間伐材等を利用したイベント

◇木育ひろばinチ・カ・ホ2018

開催日	開催地	内容	参加者数	新規表示
6.9-10	北海道 札幌駅地下街	木のキーホルダーづくり	559名	★

◇他団体との協カイベント

開催回数	内容	参加者数	新規表示
全7回	ナチュラルマグネット作り等	945名	—

② 日常の自然に目を向ける活動

身近にある樹木等に、まず目を向けてもらい、自然に対する理解を深め、森林を愛する人を増やしていくことを目的に以下の活動を行った。

a. 樹木名プレートの寄贈

作成や取付けを行うことを通じて、身近にある自然に関心を持ってもらい、森林への理解を深めることを目的に、“ニッセイの森”の間伐材で作成したプレートの学校や企業・団体等への寄贈を行った。

《実施状況》

全国各地の計146の学校・団体等より申込みを受け、寄贈・設置を行った。参加者は合計で6,961名となった。

b. その他独自の取組みへの支援等

自然環境への意識が高まり、さらに自然に親しむための新たな取組みをしたいという学校、企業・団体等に対してサポートを行った。

◇ ドングリ学校

以下の内容で取組みを行った。育てたドングリの苗木は希望の丘での育樹・植樹ボランティア(平成30年6月3日実施)にて、植樹を行った。

時期	内容	平成30年度実施
1年目の秋	被災地のドングリを使った苗木づくり	・埼玉県、東京都、鳥取県、宮城県の計4校
2年目の春	播種したドングリの苗木のお世話(間引き・成育観察)	・埼玉県、鳥取県、東京都の計6校
3年目の春	苗を被災地に届け、住民による植樹の様子を写真で見て、学習	・6月3日に第3回育樹・植樹ボランティア(希望の丘にて)

◇ 学校の森子どもサミット

実行委員会メンバーとして参画し、企画・運営・実施に携わった。

(3) 知識学習プログラムの提供

ア. 日本生命新入職員研修

日本生命より依頼を受け、新入職員に向けての研修会を開催した。「現在の森林の状況と森林の果たす役割」・「ニッセイ緑の財団の事業内容」について講義した。

イ. 「ニッセイ緑の環境講座」

樹木図鑑作家である林 将之氏を講師としてお招きし「ニッセイ緑の環境講座2019～葉の形の意味と木・虫・動物の絶妙な関係～」を開催した。

(4) 財団事業の認知度向上取組

ア. 「公式Instagram」の新規開設

平成30年度7月より、財団事業の認知度向上取組として「公式Instagram」を開設した。Instagram独自の写真加工技術を活用し、ボランティア活動の様子や樹木名プレートの設置の様子等を、より鮮明な写真で伝えることが出来た。

「ホームページ」・「Facebook」・「Instagram」等の合計アクセス数は153,824となり、直近5か年で約10倍の増加となった。

(2) 庶務事項

1 理事会

(1) 第29回理事会

○2018年5月24日開催（於 帝国ホテル）

○議事

【決議事項】

第1号議案 2017年度事業報告並びに決算案承認の件

第2号議案 第15回評議員会招集の件

【報告事項】

第1号議案 内部統制システムの件

以上決議事項第1号議案から第2号議案は承認可決され、報告事項第1号議案は報告の上、了承された。なお、代表理事、業務執行理事より、定款第29条第3項に基づく自己の職務の執行の状況報告があった。

(2) 第30回理事会

○2018年6月18日開催（於 帝国ホテル）

○議事

【決議事項】

第1号議案 代表理事選定の件

第2号議案 理事長選定の件

第3号議案 理事の報酬等の件

第4号議案 役員退任慰労金支給の件

以上決議事項第1号議案から第4号議案は承認可決された。

(3) 第31回理事会

○2019年3月1日開催（決議省略）

○議事

第1号議案 第16回評議員会招集の件

代表理事が上記の議案を提案し、理事全員から書面により同意の意思表示を得、監事全員から書面により異議がない旨の意思表示を得たので、定款第42条に基づき第1号議案を承認可決する旨の理事会決議があったものとみなされた。

(4) 第32回理事会

○2019年3月15日開催（於 帝国ホテル）

○議事

【決議事項】

- 第1号議案 2018年度 収支予算補正の件
- 第2号議案 2019年度 事業計画の件
- 第3号議案 2019年度 収支予算の件
- 第4号議案 内部統制システムの件

以上決議事項第1号議案から第4号議案は承認可決された。なお、代表理事、業務執行理事より、定款第29条第3項に基づく自己の職務の執行の状況報告があった。

2 評議員会

(1) 第15回評議員会

○2018年6月18日開催（於 帝国ホテル）

○議事

【決議事項】

- 第1号議案 評議員の選任の件
- 第2号議案 理事の選任の件
- 第3号議案 役員退任慰労金支給の件

【報告事項】

- 第1号議案 2017年度事業報告並びに決算の件

以上決議事項第1号議案から第3号議案は承認可決され、報告事項第1号議案は報告の上、了承された。

(2) 第16回評議員会

○2019年3月15日開催（於 帝国ホテル）

○議事

【報告事項】

- 第1号議案 2018年度 収支予算補正の件
- 第2号議案 2019年度 事業計画の件
- 第3号議案 2019年度 収支予算の件
- 第4号議案 内部統制システムの件

以上第1号議案から第4号議案は報告の上、了承された。

3 評議員・役員等の異動

(1) 評議員の異動

- 2018年6月18日付にて尾崎 靖氏が評議員を辞任し、2018年6月18日開催の評議員会において、中村 克氏を評議員に選任した。(任期：2019年6月定時評議員会終結の時まで)

(2) 理事の異動

- 2018年6月18日付にて石川 明彦氏、野崎 篤彦氏、原田 昇三氏が理事を辞任し、2018年6月18日開催の評議員会において、尾崎 靖氏、喜勢 陽一氏、小寺 康雄氏を理事に選任した。(任期：2019年6月定時評議員会終結の時まで)
- 上記に伴い、2018年6月18日開催の理事会において、尾崎 靖氏を同日付で代表理事に選任した。(任期：2019年6月定時評議員会終結の時まで)

4 登記、届出事項等

(1) 登記事項

2018年 6月19日 評議員・理事・会計監査人・代表理事の変更(就任並びに退任)登記を行った。

(2) 内閣府への届出・提出事項

2018年 6月26日 事業報告等に係る書類を提出した。
2018年 7月 3日 就任(又は退任)した理事等の変更届出を行った
2019年 3月28日 事業計画書等に係る書類を提出した。

5 寄付金の受入れ

2018年 4月27日 “ニッセイの森”友の会より、公益目的事業資金として500万円の寄付金を受け入れた。

2018年 7月 6日 日本生命保険相互会社より、指定正味財産として
12,200万円の寄付金を受け入れた。

2018年10月27日 ソニー株式会社仙台テクノロジーセンターより、公益目
的の事業資金として1万円の寄付金を受け入れた。

2018年12月17日 大星ビル管理株式会社より、公益目的の事業資金として
10万円の寄付金を受け入れた。

また、財団事業に賛同する個人より公益目的の事業資金として合計215,346円の寄
付金を受け入れた。

6 リスク管理・コンプライアンス(法令等遵守)の推進

内部管理プログラムに基づき、現状把握を定期的に行い、管理態勢の整備と適切な運
営を行った。

理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務
の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況に関する事項

【1】業務の適正を確保するための体制についての決議内容の概要

当財団は、2011年6月2日開催の理事会で「内部統制システムの整備」について決議し、2015年
3月16日開催の理事会において下記の通り一部改正しております。

- [1] 理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制（一般社団法人及び
一般財団法人に関する法律第197条で準用する同第90条第4項第5号）の整備について、コン
プライアンスマニュアルをもってこれを定める。
- [2] 理事の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制（一般社団法人及び一般財団法人
に関する法律施行規則第62条で準用する同第14条第1号）の整備について、文書保存規程をも
ってこれを定める。
- [3] 損失の危険の管理に関する規程その他の体制（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律
施行規則第62条で準用する同第14条第2号）の整備について、リスク管理規程及びリスク管理
の基本方針をもってこれを定める。
- [4] 理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制（一般社団法人及び一般財
団法人に関する法律施行規則第62条で準用する同第14条第3号）の整備について、理事職務権
限規程をもってこれを定める。
- [5] 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制（一般社団法人及
び一般財団法人に関する法律施行規則第62条で準用する同第14条第4号）の整備について、コ
ンプライアンスマニュアルをもってこれを行う。

[6] 以下の各項に定める事項（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則第62条で準用する同第14条第5号から第11号）について、リスク管理規程をもってこれを定める。

- (1) 監事はその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
- (2) 上記(1)の使用人の理事からの独立性に関する事項
- (3) 上記(1)の使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- (4) 理事及び使用人が監事に報告をするための体制その他の監事への報告に関する体制
- (5) 上記(4)の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱を受けない事を確保するための体制
- (6) 監事の職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続その他当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
- (7) その他監事の監査が実効的に行われることを確保するための体制

[7] 市民社会の秩序や安全に脅威を与えるような反社会的勢力とは、一切の関係遮断に取り組むこととし、その実現に向けた体制の整備について、反社会的勢力対策マニュアルをもってこれを行う。

【2】業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

[1] 当財団の理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制に関する事項

- ・「コンプライアンスマニュアル」において、全役員・職員が業務の遂行にあたって遵守すべき原則・規準を定め、周知徹底を図っている。
- ・また、理事会規則に基づき理事会を開催し、重要な業務執行の決定を行うとともに、理事の職務の執行の監督等を行っている（2018年度は理事会を4回開催）。

[2] 当財団の理事の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制に関する事項

- ・文書管理規程において、文書管理の責任を明確化し、理事を含む全役員職員に対して、情報資産の保存および管理の徹底を図っている。
- ・また、理事および監事が、評議員会議事録、理事会議事録、理事長決裁書等について、必要に応じ閲覧できるようにしている。

[3] 当財団の損失の危険の管理に関する規程その他の体制に関する事項

- ・リスク管理規程、リスク管理方針において、リスク区分、リスク区分ごとの管理方針を設定している。
- ・また、毎年度、理事会において決定している「内部管理プログラム」における、業務分類、業務領域毎の各項目において、コンプライアンスに係る想定リスクを洗い出し、未然防止策・早期検知策を策定している。その取組状況について、四半期ごとに理事長に報告するとともに、理事会に報告をしている。

[4] 当財団の理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制に関する事項

- ・2010年6月16日の理事会において、「理事職務権限規程」を定め、各理事はこれに基づき職務を執行している。

[5] 当財団の使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制に関する事項

- ・「コンプライアンスマニュアル」において、全役員・職員が業務の遂行にあたって遵守すべき原則・規準を定め、周知徹底を図っている。
- ・また、毎年度、理事会において決定している「内部管理プログラム」における業務分類、業務領域毎の各項目において、コンプライアンスに係る想定リスクを洗い出し、未然防止策・早期検知策を策定している。その取組状況について、四半期ごとに理事長に報告するとともに、理事会に報告をしている。

[6] 当財団の監事の職務を補助すべき使用人に関する体制に関する事項

- ・監事はその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、当該使用人を置くこととしているが、現時点において、監事からの求めはなく、当該使用人は置いていない。

[7] 当財団の監事の職務を補助すべき使用人の当財団の理事からの独立性に関する事項

- ・監事の職務を補助すべき使用人を置く場合、その任命・解任・人事異動、人事評価および懲戒処分については、監事の同意を得た上で行うこととしているが、現時点において、当該使用人は置いていない。

[8] 当財団の監事の職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ・監事の職務を補助すべき使用人を置く場合、当該使用人は監事補助職務に関して専ら監事の指示に従うこととしているが、現時点において、当該使用人は置いていない。

[9] 当財団の理事及び使用人が監事に報告をするための体制その他の監事への報告に関する体制に関する事項

- ・リスク管理及びコンプライアンスの取組状況について、定期的に監事に報告している。
- ・また、「リスク管理規程」等に基づき、重大な法令・定款違反その他当財団の業務または業績に影響を与える重要な事項について速やかに監事に報告する体制としている。2018年度においては、当該事項について監事に報告した事項はない。

[10] 当財団の理事及び使用人が監事への報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制に関する事項

- ・監事への報告者に対する不利な取扱いの禁止について、周知している。2018年度、監事へ報告したことを理由として不利な取扱いが行われた事例はない。

[11] 当財団の監事の職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

- ・監事の職務の執行に必要な費用について、請求に基づき支出することとしている。

[12] 当財団の監事の監査が実効的に行われることを確保するための体制に関する事項

- ・理事会は、監事が理事会等の重要な会議に出席し、重要な意思決定の経過及び業務遂行の状況などを把握できるように監事の監査環境の整備を図っている。
- ・また、監事との意見交換、財団事務所の調査に応じている。

[13] 当財団における反社会的勢力との関係遮断を実現するための体制に関する事項

・反社会的勢力との一切の関係遮断に取り組むため、反社会的勢力対策マニュアルを定め、契約書への暴力団排除条項の導入、取引開始前の反社チェック、既存取引先に対するスクリーニング等に取り組むとともに、その取組状況については、理事会で確認をしている。

7 その他

- 2018年 11月3日 「千年希望の丘」の支援に対して岩沼市長より感謝状を拝受した。
- 2019年 1月11日 -Forest Good2018-間伐・間伐材利用コンクールにおいて審査委員長奨励賞を受賞した。
- 2019年 2月22日 第4回企業ボランティア・アワードにおいて特別賞を受賞した日本生命保険相互会社のパートナー団体として表彰された。

附属明細書として、事業報告の内容を補足すべき重要事項はない。

貸借対照表
2019年3月31日現在

(単位:円)

科 目	当年度	前年度	増減
I 資産の部			
1 流動資産			
現金預金	33,970,094	30,559,330	3,410,764
前払金	1,169,998	1,020,886	149,112
未収利息	5,263,879	5,445,890	▲ 182,011
流動資産合計	40,403,971	37,026,106	3,377,865
2 固定資産			
(1) 基本財産			
基本財産引当普通預金	13,477,608	6,643,938	6,833,670
基本財産引当投資有価証券	1,486,522,392	1,493,356,062	▲ 6,833,670
基本財産合計	1,500,000,000	1,500,000,000	0
(2) 特定資産			
森林整備基金引当普通預金	72,017,695	81,035,146	▲ 9,017,451
森林整備基金引当投資有価証券	355,116,533	335,499,082	19,617,451
森林整備基金引当資産計	427,134,228	416,534,228	10,600,000
退職給付引当普通預金	6,991,500	4,859,000	2,132,500
森林資産	764,692,892	757,229,027	7,463,865
看板等	92,374	196,757	▲ 104,383
特定資産合計	1,198,910,994	1,178,819,012	20,091,982
(3) その他固定資産			
ソフトウェア	461,700	1	461,699
什器備品	381,118	586,232	▲ 205,114
電話加入権	224,952	224,952	0
出資金	20,000	20,000	0
敷金	6,457,300	6,457,300	0
その他固定資産合計	7,545,070	7,288,485	256,585
固定資産合計	2,706,456,064	2,686,107,497	20,348,567
資産合計	2,746,860,035	2,723,133,603	23,726,432
II 負債の部			
1 流動負債			
未払金	2,242,750	1,789,390	453,360
預り金	203,834	163,585	40,249
賞与引当金	1,404,168	1,396,833	7,335
流動負債合計	3,850,752	3,349,808	500,944
2 固定負債			
退職給付引当金	6,991,500	4,859,000	2,132,500
固定負債合計	6,991,500	4,859,000	2,132,500
負債合計	10,842,252	8,208,808	2,633,444
III 正味財産の部			
1 指定正味財産			
寄付金	2,691,827,120	2,673,763,255	18,063,865
指定正味財産合計	2,691,827,120	2,673,763,255	18,063,865
(うち基本財産への充当額)	(1,500,000,000)	(1,500,000,000)	(0)
(うち特定資産への充当額)	(1,191,827,120)	(1,173,763,255)	(18,063,865)
2 一般正味財産	44,190,663	41,161,540	3,029,123
(うち特定資産への充当額)	(92,374)	(196,757)	(▲104,383)
正味財産合計	2,736,017,783	2,714,924,795	21,092,988
負債及び正味財産合計	2,746,860,035	2,723,133,603	23,726,432

正味財産増減計算書

2018年4月1日から2019年3月31日まで

No.1(単位:円)

科目	当年度	前年度	増減
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
基本財産運用益	11,216,102	10,576,902	639,200
基本財産受取利息振替額	11,216,102	10,576,902	639,200
特定資産運用益	2,362,651	2,228,407	134,244
森林整備基金受取利息振替額	2,362,651	2,228,407	134,244
受取補助金	5,202,232	4,467,233	734,999
受取造林補助金振替額	5,202,232	4,467,233	734,999
受取寄付金	105,256,927	97,470,714	7,786,213
受取寄付金振替額	99,941,581	92,313,562	7,628,019
受取寄付金	5,315,346	5,157,152	158,194
事業収益	0	362,880	▲ 362,880
分収造林事業収益	0	362,880	▲ 362,880
雑収益	1,620	11,065	▲ 9,445
運用財産利息収入	1,620	1,065	555
雑収益	0	10,000	▲ 10,000
経常収益計	124,039,532	115,117,201	8,922,331
(2) 経常費用			
事業費	106,592,399	101,294,903	5,297,496
(造林事業費以下計)	35,526,388	37,784,322	▲ 2,257,934
造林事業費	8,785,601	9,826,152	▲ 1,040,551
国内植樹事業費	2,558,500	3,412,599	▲ 854,099
森林愛護普及啓発事業費	21,928,135	22,378,911	▲ 450,776
構築物減価償却費	2,149,769	2,062,276	87,493
看板等減価償却費	104,383	104,384	▲ 1
(役員報酬以下計)	71,066,011	63,510,581	7,555,430
役員報酬	26,109,600	20,624,300	5,485,300
給与手当	20,257,219	19,918,523	338,696
退職給付等費用	3,045,950	2,010,100	1,035,850
福利厚生費	6,689,251	5,946,165	743,086
旅費交通費	1,264,170	1,665,003	▲ 400,833
通信運搬費	289,786	272,534	17,252
消耗什器備品費	348,163	77,952	270,211
消耗品費	184,764	212,753	▲ 27,989
修繕費	650,065	524,472	125,593
印刷製本費	66,924	30,150	36,774
光熱水費	275,050	227,395	47,655
賃借料	10,740,103	10,736,298	3,805
租税公課	3,975	5,600	▲ 1,625
清掃費	444,544	534,598	▲ 90,054
渉外応接費	70,756	34,695	36,061
企画調査費	83,340	100,182	▲ 16,842
雑費	335,877	341,775	▲ 5,898
什器備品減価償却費	184,603	184,604	▲ 1
ソフトウェア減価償却費	21,871	63,482	▲ 41,611
管理費	17,494,018	13,829,942	3,664,076
役員報酬等	7,496,422	4,626,473	2,869,949
給与手当	2,745,611	2,729,242	16,369
退職給付費用	796,550	372,900	423,650
福利厚生費	1,167,783	837,625	330,158
会議費	1,656,372	1,553,962	102,410
旅費交通費	286,582	434,909	▲ 148,327
通信運搬費	32,198	30,281	1,917
消耗什器備品費	38,684	8,662	30,022
消耗品費	20,528	23,639	▲ 3,111
修繕費	72,230	58,274	13,956
印刷製本費	7,436	3,350	4,086
光熱水費	30,562	25,265	5,297
賃借料	1,193,340	1,192,917	423
業務委託費	1,756,080	1,756,080	0
租税公課	3,975	5,600	▲ 1,625
清掃費	49,396	59,402	▲ 10,006
渉外応接費	70,749	34,690	36,059
企画調査費	9,260	11,131	▲ 1,871
雑費	37,319	37,975	▲ 656
什器備品減価償却費	20,511	20,511	0
ソフトウェア減価償却費	2,430	7,054	▲ 4,624
経常費用計	124,086,417	115,124,845	8,961,572
当期経常増減額	▲ 46,885	▲ 7,644	▲ 39,241

正味財産増減計算書
2018年4月1日から2019年3月31日まで

No.2(単位:円)

科目	当年度	前年度	増減
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
森林保険等収益	3,076,008	0	3,076,008
受取寄付金振替額	3,994,554	277,652	3,716,902
経常外収益計	7,070,562	277,652	6,792,910
(2) 経常外費用			
森林資産損失	3,994,554	277,652	3,716,902
経常外費用計	3,994,554	277,652	3,716,902
当期経常外増減額	3,076,008	0	3,076,008
当期一般正味財産増減額	3,029,123	▲ 7,644	3,036,767
一般正味財産期首残高	41,161,540	41,169,184	▲ 7,644
一般正味財産期末残高	44,190,663	41,161,540	3,029,123
II 指定正味財産増減の部			
指定正味財産増加額	140,780,985	139,272,542	1,508,443
基本財産受取利息	11,216,102	10,576,902	639,200
森林整備基金受取利息	2,362,651	2,228,407	134,244
受取造林補助金	5,202,232	4,467,233	734,999
受取寄付金(日生)	122,000,000	122,000,000	0
一般正味財産への振替額(減少)	▲ 122,717,120	▲ 109,863,756	▲ 12,853,364
基本財産受取利息振替額	▲ 11,216,102	▲ 10,576,902	▲ 639,200
森林整備基金受取利息振替額	▲ 2,362,651	▲ 2,228,407	▲ 134,244
受取造林補助金振替額	▲ 5,202,232	▲ 4,467,233	▲ 734,999
寄付金振替額	▲ 103,936,135	▲ 92,591,214	▲ 11,344,921
当期指定正味財産増減額	18,063,865	29,408,786	▲ 11,344,921
森林資産	7,463,865	21,308,786	▲ 13,844,921
森林整備基金	10,600,000	8,100,000	2,500,000
指定正味財産期首残高	2,673,763,255	2,644,354,469	29,408,786
指定正味財産期末残高	2,691,827,120	2,673,763,255	18,063,865
III 正味財産期末残高	2,736,017,783	2,714,924,795	21,092,988

正味財産増減計算書内訳表

2018年4月1日から2019年3月31日まで

No.1(単位:円)

科目	公益目的事業会計	法人会計	合計
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
基本財産運用益	11,216,102		11,216,102
基本財産受取利息振替額	11,216,102		11,216,102
特定資産運用益	2,362,651		2,362,651
森林整備基金受取利息振替額	2,362,651		2,362,651
受取補助金	5,202,232		5,202,232
受取造林補助金振替額	5,202,232		5,202,232
受取寄付金	87,762,909	17,494,018	105,256,927
受取寄付金振替額	82,447,563	17,494,018	99,941,581
受取寄付金	5,315,346		5,315,346
雑収益	1,620		1,620
運用財産利息収入	1,620		1,620
経常収益計	106,545,514	17,494,018	124,039,532
(2) 経常費用			
事業費	106,592,399		106,592,399
(造林事業費以下計)	35,526,388		35,526,388
造林事業費	8,785,601		8,785,601
国内植樹事業費	2,558,500		2,558,500
森林愛護普及啓発事業費	21,928,135		21,928,135
構築物減価償却費	2,149,769		2,149,769
看板等減価償却費	104,383		104,383
(役員報酬以下計)	71,066,011	0	71,066,011
役員報酬	26,109,600		26,109,600
給与手当	20,257,219		20,257,219
退職給付等費用	3,045,950		3,045,950
福利厚生費	6,689,251		6,689,251
旅費交通費	1,264,170		1,264,170
通信運搬費	289,786		289,786
消耗什器備品費	348,163		348,163
消耗品費	184,764		184,764
修繕費	650,065		650,065
印刷製本費	66,924		66,924
光熱水費	275,050		275,050
賃借料	10,740,103		10,740,103
租税公課	3,975		3,975
清掃費	444,544		444,544
渉外応接費	70,756		70,756
企画調査費	83,340		83,340
雑費	335,877		335,877
什器備品減価償却費	184,603		184,603
ソフトウェア減価償却費	21,871		21,871
管理費	0	17,494,018	17,494,018
役員報酬等		7,496,422	7,496,422
給与手当		2,745,611	2,745,611
退職給付費用		796,550	796,550
福利厚生費		1,167,783	1,167,783
会議費		1,656,372	1,656,372
旅費交通費		286,582	286,582
通信運搬費		32,198	32,198
消耗什器備品費		38,684	38,684
消耗品費		20,528	20,528
修繕費		72,230	72,230
印刷製本費		7,436	7,436
光熱水費		30,562	30,562
賃借料		1,193,340	1,193,340
業務委託費		1,756,080	1,756,080
租税公課		3,975	3,975
清掃費		49,396	49,396
渉外応接費		70,749	70,749
企画調査費		9,260	9,260
雑費		37,319	37,319
什器備品減価償却費		20,511	20,511
ソフトウェア減価償却費		2,430	2,430
経常費用計	106,592,399	17,494,018	124,086,417
当期経常増減額	▲ 46,885	0	▲ 46,885

正味財産増減計算書内訳表

2018年4月1日から2019年3月31日まで

No.2(単位:円)

科目	公益目的事業会計	法人会計	合計
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
森林保険金収益	3,076,008		3,076,008
受取寄付金振替額	3,994,554		3,994,554
経常外収益計	7,070,562		7,070,562
(2) 経常外費用			
森林資産損失	3,994,554		3,994,554
経常外費用計	3,994,554		3,994,554
当期経常外増減額	3,076,008		3,076,008
当期一般正味財産増減額	3,029,123		3,029,123
一般正味財産期首残高	41,161,540		41,161,540
一般正味財産期末残高	44,190,663		44,190,663
II 指定正味財産増加額	123,286,967	17,494,018	140,780,985
基本財産受取利息	11,216,102		11,216,102
森林整備基金受取利息	2,362,651		2,362,651
受取造林補助金	5,202,232		5,202,232
受取寄付金(日生)	104,505,982	17,494,018	122,000,000
一般正味財産への振替額(減少)	▲ 105,223,102	▲ 17,494,018	▲ 122,717,120
基本財産受取利息振替額	▲ 11,216,102		▲ 11,216,102
森林整備基金受取利息振替額	▲ 2,362,651		▲ 2,362,651
受取造林補助金振替額	▲ 5,202,232		▲ 5,202,232
寄付金振替額	▲ 86,442,117	▲ 17,494,018	▲ 103,936,135
森林整備基金取崩収入振替額	0		0
当期指定正味財産増減額	18,063,865	0	18,063,865
森林資産	7,463,865	0	7,463,865
森林整備基金	10,600,000	0	10,600,000
指定正味財産期首残高	2,673,763,255		2,673,763,255
指定正味財産期末残高	2,691,827,120		2,691,827,120
III 正味財産期末残高	2,736,017,783	0	2,736,017,783

財務諸表に対する注記

1. 継続事業の前提に関する注記

貸借対照表日において、継続事業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況は存在しない。

2. 重要な会計方針

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
基本財産並びに森林整備基金で保有する全ての公社債は満期保有目的の債券である。
このため償却原価法（定額法）を適用する。
- (2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法
棚卸資産は総平均法による原価法によるものとする。
- (3) 固定資産の減価償却の方法
構築物（森林資産）、看板等及び什器備品について定額法による減価償却を実施している。表示方法は、直接法による。
ソフトウェアについては5年間の均等償却としている。
- (4) 引当金の計上基準
 - ①退職給付引当金
退職給付引当金は、役職員の期末退職給与の要支給額の全額に相当する金額を計上している。
 - ②賞与引当金
職員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当期に帰属する額を計上している。
- (5) 消費税の処理
消費税の会計処理については、免税業者であるので、税込方式としている。

3. 重要な会計方針の変更

なし

4. 基本財産及び特定資産の増減額及びその残高

基本財産及び特定資産の増減額及びその残高は、次のとおりである。

(単位:円)

科 目	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
基本財産				
普通預金	6,643,938	189,244,670	182,411,000	13,477,608
投資有価証券	1,493,356,062	182,411,000	189,244,670	1,486,522,392
小 計	1,500,000,000	371,655,670	371,655,670	1,500,000,000
特定資産				
森林整備基金引当資産	416,534,228	30,982,549	20,382,549	427,134,228
内 普通預金	81,035,146	10,982,549	20,000,000	72,017,695
内 投資有価証券	335,499,082	20,000,000	382,549	355,116,533
退職給付引当資産	4,859,000	3,507,500	1,375,000	6,991,500
森林資産	757,229,027	13,736,202	6,272,337	764,692,892
看板等	196,757	0	104,383	92,374
小 計	1,178,819,012	48,226,251	28,134,269	1,198,910,994
合 計	2,678,819,012	419,881,921	399,789,939	2,698,910,994

5. 基本財産及び特定資産の財源等の内訳

基本財産及び特定資産の財源等の内訳は、次のとおりである。

(単位:円)

科 目	当期末残高	(うち指定正味財 産からの充当額)	(うち一般正味財 産からの充当額)	(うち負債に 対応する額)
基本財産				
普通預金	13,477,608	(13,477,608)	(0)	—
投資有価証券	1,486,522,392	(1,486,522,392)	(0)	—
小 計	1,500,000,000	(1,500,000,000)	(0)	—
特定資産				
森林整備基金引当資産	427,134,228	(427,134,228)	(0)	—
退職給付引当資産	6,991,500	—	—	(6,991,500)
森林資産	764,692,892	(764,692,892)	(0)	—
看板等	92,374	(0)	(92,374)	—
小 計	1,198,910,994	(1,191,827,120)	(92,374)	(6,991,500)
合 計	2,698,910,994	(2,691,827,120)	(92,374)	(6,991,500)

6. 担保に供している資産

なし

7. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、次のとおりである。

(単位:円)

科 目	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
構築物 (森林資産)	42,653,672	28,375,684	14,277,988
看板等	964,820	872,446	92,374
ソフトウェア	486,000	24,300	461,700
什器備品	1,631,658	1,250,540	381,118
合 計	45,736,150	30,522,970	15,213,180

8. 保証債務等の偶発債務

なし

9. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益は、次のとおりである。

(単位:円)

科 目	帳簿価額	時 価	評価損益
国債 (基本財産)			
第56回利付国債	187,876,908	195,669,292	7,792,384
第301回利付国債	188,097,085	188,385,105	288,020
第308回利付国債	193,051,536	195,358,230	2,306,694
第315回利付国債	196,573,930	201,585,064	5,011,134
第339回利付国債	210,706,910	219,517,760	8,810,850
社債 (基本財産)			
第2回三井生命債券	100,000,000	99,410,000	▲ 590,000
第3回千葉銀行債券	97,000,000	96,818,513	▲ 181,487
第5回三井住友トラスト・ホルディングス債券	102,216,023	100,996,500	▲ 1,219,523
第6回三井住友トラスト・ホルディングス債券	100,000,000	101,310,000	1,310,000
第6回みずほフィナンシャルグループ債券	80,000,000	80,320,000	320,000
第12回みずほフィナンシャルグループ債券	13,000,000	13,118,027	118,027
第15回三菱UFJフィナンシャル・グループ債券	18,000,000	18,077,220	77,220
国債 (森林整備基金)			
第118回利付国債	111,806,830	111,889,440	82,610
第329回利付国債	123,309,703	127,013,040	3,703,337
社債 (森林整備基金)			
第4回三井住友フィナンシャルグループ債券	100,000,000	103,300,000	3,300,000
第6回みずほフィナンシャルグループ債券	20,000,000	20,080,000	80,000
合 計	1,841,638,925	1,872,848,191	31,209,266

10. 補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高

補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高は、次のとおりである。

(単位:円)

補助金等の名称	交付者	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高	貸借対照表上の記載区分
造林補助金	福岡県知事他 19件	0	5,202,232	5,202,232	0	—

11. 指定正味財産から一般正味財産への振替額の内訳

指定正味財産から一般正味財産への振替額の内訳は、次のとおりである。
(単位:円)

内容	金額
経常収益への振替額	118,722,566
基本財産受取利息振替額	11,216,102
森林整備基金受取利息振替額	2,362,651
受取造林補助金振替額	5,202,232
受取寄付金振替額	99,941,581
経常外収益への振替額	3,994,554
受取寄付金振替額	3,994,554
合 計	122,717,120

12. 退職給付関係

(1) 採用している退職給付の概要

確定給付型の制度として退職一時金制度。

(2) 退職給付債務及びその内訳

(単位:円)

①退職給付債務	▲ 6,991,500
②会計基準変更時差異の未処理額	0
③退職給付引当金 (①+②)	▲ 6,991,500

(3) 退職給付費用に関する事項

(単位:円)

①勤務費用	3,842,500
②会計基準変更時差異の費用処理額	0
③退職給付費用 (①+②)	3,842,500

(4) 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

役員に対する退任慰労金の支給に備えるため、役員及び評議員の報酬等並びに費用の支給基準に基づく期末要支給額を計上している。

職員に対する退職給付債務等の計算にあたっては、退職一時金制度に基づく期末自己都合要支給額を計上している。

13. 資産除去債務関係

当法人は賃貸借契約に基づき使用する事務所等について、退去時における原状回復に係る債務を有しているが、当該債務に関連する賃借資産の使用期間が明確ではなく、現在のところ移転等も予定されていないことから、資産除去債務を合理的に見積もることができない。そのため、当該債務に見合う資産除去債務を計上していない。

14. その他

受取寄付金122,000千円は、日本生命保険相互会社からの寄付金である。

日本生命保険相互会社：大阪市中央区、生命保険業、
総資産 772,582億円 (連結、2018年12月末、億円未満切捨て)

貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書

1. 基本財産及び特定資産の明細

財務諸表に対する注記の4.基本財産及び特定資産の増減額及びその残高に記載している。

2. 引当金の明細

引当金の明細は、以下のとおりである。

(単位:円)

科目	期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
			目的使用	その他	
賞与引当金	1,396,833	1,404,168	1,396,833	0	1,404,168
退職給付引当金	4,859,000	3,507,500	1,375,000	0	6,991,500
合計	6,255,833	4,911,668	2,771,833	0	8,395,668

財 産 目 録

2019年3月31日現在

(単位:円)

貸借対照表科目、場所・物量等		使用目的等	金 額	
I 資産の部				
1 流動資産				
現金預金				
普通預金	三菱UFJ銀行虎ノ門支店	運転資金として	5,000,000	
	三井住友銀行本店営業部	"	28,757,122	
振替口座	ゆうちょ銀行	寄付金入金口座として	212,972	33,970,094
前払金	3件	2019年度リース料等		1,169,998
未収利息	第56回利付国債等	基本財産での公社債未収利息	4,422,687	
		森林整備基金での公社債未収利息	841,192	5,263,879
流動資産合計				40,403,971
2 固定資産				
(1) 基本財産				
基本財産引当普通預金				
	三井住友銀行本店営業部			13,477,608
基本財産引当投資有価証券				
第56回利付国債			187,876,908	
第301回利付国債			188,097,085	
第308回利付国債			193,051,536	
第315回利付国債			196,573,930	
第339回利付国債			210,706,910	
第2回三井生命債券			100,000,000	
第3回千葉銀行債券			97,000,000	
第5回三井住友トラスト・ホールディングス債券			102,216,023	
第6回三井住友トラスト・ホールディングス債券			100,000,000	
第6回みずほフィナンシャルグループ債券			80,000,000	
第12回みずほフィナンシャルグループ債券			13,000,000	
第15回三菱UFJフィナンシャルグループ債券			18,000,000	
基本財産合計			1,486,522,392	1,500,000,000
(2) 特定資産				
(指定) 森林整備基金引当普通預金				
	三井住友銀行本店営業部			72,017,695
(指定) 森林整備基金引当投資有価証券				
第118回利付国債		運用益及び償還元本を公益目的事業の財源として使用している	111,806,830	
第329回利付国債			123,309,703	
第4回三井住友フィナンシャルグループ債券			100,000,000	
第6回みずほフィナンシャルグループ債券			20,000,000	
(指定) 森林整備基金引当資産計			427,134,228	
退職給付引当普通預金	三井住友銀行本店営業部	退職給付引当金に相当する額の積み立て	6,991,500	
森林資産	ニッセイ富士の森等 別紙明細表参照	公益目的保有財産であり、事業活動の結果であるとともに、事業の展開基盤でもある	764,692,892	
看板等	ニッセイ早の森看板等	公益目的保有財産であり、分取造林契約の遂行に必要な看板等	92,374	
特定資産合計			1,198,910,994	
(3) その他固定資産				
ソフトウェア	会計ソフト	財団事業に使用	461,700	
什器備品	その他	財団事業に使用	381,118	
電話加入権	03-3501-5713番等	03-3501-5713番等	224,952	
出資金	富士森林組合への出資金	財団事業遂行上必要	20,000	
敷金	虎ノ門NNビル	事務局として使用する不動産確保のため (公益目的保有財産9割、管理活動財産1割)	6,457,300	
その他固定資産合計			7,545,070	
固定資産合計				2,706,456,064
資産合計				2,746,860,035
II 負債の部				
1 流動負債				
未払金	法人カード利用等	財団事業遂行上必要な支払での未払い分	2,242,750	
預り金	役員負担社会保険料等	納付期限までの預かり	203,834	
賞与引当金	職員に対するもの	職員の2019年度上期賞与の支払に備えるため	1,404,168	
流動負債合計				3,850,752
2 固定負債				
退職給付引当金	役員5名	役員員の退職金の支払に備えるため	6,991,500	
固定負債合計				6,991,500
負債合計				10,842,252
正味財産				2,736,017,783

森林資産明細表

(2019年3月31日現在)

植樹地名称	所在地	施業面積	分収林勘定
		(ヘクタール)	(単位 円)
ニッセイ新冠の森	北海道新冠郡新冠町 新和国有林2072林班ね小班	1.5231	1,193,249
ニッセイ夏泊の森	青森県東津軽郡平内町稲生 月泊山国有林433林班む小班	1.1642	1,863,272
ニッセイ仁別の森	秋田県秋田市仁別 仁別沢国有林45林班る小班	1.3549	1,633,245
ニッセイ軽井沢の森 ①	長野県北佐久郡軽井沢町長倉 長倉山国有林2116林班れ1小班	1.7200	1,773,257
ニッセイ里美の森 ①	茨城県常陸太田市里川字猿喰 猿喰国有林2008林班う小班	1.4600	1,406,632
ニッセイ八王子の森	東京都八王子市下恩方町2549 滝ノ沢国有林205林班に小班	2.7800	6,399,490
ニッセイ南部の森 ①	山梨県南巨摩郡南部町上佐野栃廣 上佐野国有林98林班に1小班	2.1000	4,661,624
ニッセイ富士の森 ①	静岡県富士宮市栗倉2745 富士山国有林170林班の小班	2.3600	4,274,768
ニッセイ設楽の森 ①	愛知県北設楽郡設楽町田峯 段戸国有林151林班ち小班	3.0000	2,943,539
ニッセイ大津の森	滋賀県大津市田上森町 太神山国有林42林班ろ5・い3小班	2.5344	4,228,657
ニッセイ日高の森	和歌山県日高郡印南町大字川又 川又国有林56林班た小班	2.4419	2,371,778
ニッセイ央粟の森	兵庫県中央市波賀町大字音水字 音水国有林101林班よ小班	2.8000	4,094,968
ニッセイ八頭の森	鳥取県八頭郡智頭町大字八河谷 鳴滝山国有林51林班る3小班	1.1750	1,503,706
ニッセイ賀茂の森	広島県東広島市黒瀬町大字国近 茂助山国有林526林班よ小班	1.4937	2,585,016
ニッセイ窪川の森	高知県高岡郡四万十町窪川中津川 森ヶ内山国有林3035林班い2小班	1.3576	1,585,224
ニッセイ琴海の森	長崎県長崎市長浦町 千々道国有林50林班ち1小班	2.2810	2,763,786
ニッセイ湯布院の森	大分県由布市湯布院町 由布鶴見岳国有林12林班い小班	2.1188	4,983,590
ニッセイ都城の森	宮崎県都城市高城町有水 大丸国有林28林班へ小班	1.2400	1,634,928
(第1回・1993年度植樹合計分)		34.9046	51,900,729
ニッセイ知内の森	北海道上磯郡知内町湯の里 湯の里国有林4029林班ぬ小班	1.1495	1,568,579
ニッセイ遠野の森	岩手県遠野市小友町 小友第三国有林234林班は小班	2.8151	2,751,800
ニッセイ月山の森	山形県西村山郡西川町月岡 仁田山外14国有林67林班く4小班	2.6072	4,293,636
ニッセイ軽井沢の森 ②	長野県北佐久郡軽井沢町長倉 長倉山国有林2116林班れ2小班	1.8200	1,973,257
ニッセイ里美の森 ②	茨城県常陸太田市里川字猿喰 猿喰国有林2008林班う小班	1.8800	1,853,908
ニッセイ熱海の森	静岡県熱海市泉 泉国有林1027林班り小班	2.6800	5,802,059
ニッセイ南部の森 ②	山梨県南巨摩郡南部町上佐野栃廣 上佐野国有林98林班に1小班	1.5000	2,492,230
ニッセイ富士の森 ②	静岡県富士市大淵 富士山国有林196林班い5小班	2.3200	3,969,687
ニッセイ設楽の森 ②	愛知県北設楽郡設楽町田峯 段戸国有林151林班ち小班	3.0300	3,667,855
ニッセイ篠山の森	兵庫県篠山市 高城山国有林206林班う小班	1.4174	1,938,562
ニッセイ吉野の森	奈良県吉野郡大淀町大字中増 高取山国有林47林班へ小班	1.5402	2,825,658
ニッセイ神郷の森	岡山県新見市神郷下神代 釜谷国有林598林班は小班	2.1500	2,805,932
ニッセイ大和の森	島根県邑智郡美郷町大字長藤 曲山国有林224林班わ小班	2.7778	3,407,685
ニッセイ徳地の森 ①	山口県山口市徳地柚木 滑山国有林2林班る小班	2.7967	3,928,089
ニッセイ琴南の森	香川県仲多度郡まんのう町勝浦 奈良ノ木国有林57林班い21小班	1.7261	2,916,460
ニッセイ八木山の森	福岡県飯塚市八木山 比舎田国有林3024林班い6小班	2.3734	4,593,475
ニッセイ田浦の森	熊本県葦北郡葦北町田浦 寺床国有林1064林班や・ふ小班	2.5369	2,762,924
ニッセイ阿久根の森	鹿児島県阿久根市鶴川内 田代鹿倉国有林1101林班に小班	2.4300	4,321,086
(第2回・1994年度植樹合計分)		39.5503	57,872,882

森林資産明細表

(2019年3月31日現在)

植樹地名称	所在地	施業面積	分収林勘定
		(ヘクタール)	(単位 円)
ニッセイ幌加内の森	北海道雨竜郡幌加内町沼牛 幌加内国有林28林班に小班	1.3800	2,208,165
ニッセイ恵庭の森	北海道恵庭市盤尻 盤尻国有林5042林班と小班	1.0176	1,222,343
ニッセイ気仙沼の森	宮城県気仙沼市大峠山 大峠山国有林320林班ぬ2小班	2.7175	2,250,401
ニッセイいわきの森	福島県いわき市田人町 中ノ沢国有林379林班の小班	1.3198	2,076,563
ニッセイ藤原の森	栃木県日光市中三依 太郎岳国有林125林班に1小班	1.8000	3,387,654
ニッセイ桐生の森 ①	群馬県桐生市梅田町 残馬国有林461林班に1小班	1.4308	2,727,794
ニッセイ関川の森 ①	新潟県岩船郡関川村下関 大沢国有林1313林班こ3・4小班	2.1141	3,800,116
ニッセイ大多喜の森	千葉県夷隅郡大多喜町栗又 上修行堀国有林28林班へ3小班	1.4500	2,493,634
ニッセイ富士の森 ③	静岡県富士市大淵 富士山国有林190林班は1小班	1.5600	6,054,039
ニッセイ木曾の森	長野県木曾郡上松町 小川入国有林149林班い1小班	2.5300	3,747,271
ニッセイ神岡の森	岐阜県高山市上宝町 ヲハギ 谷国有林2124林班る小班	2.0600	3,343,476
ニッセイ井手の森 ①	京都府綴喜郡井手町大字井手 山吹山国有林521林班れ小班	1.5900	3,062,480
ニッセイ美作の森 ①	岡山県津山市加茂町下津川 津川山国有林71林班む小班	1.8500	2,940,202
ニッセイ三和の森	広島県神石郡神石高原町大字時安 東山国有林783林班に小班	2.5054	4,192,047
ニッセイ玉川の森	愛媛県今治市玉川町木地 木地奥山国有林1054林班い14小班	2.2920	3,867,937
ニッセイ佐賀富士の森 ①	佐賀県佐賀市富士町 上下合瀬布巻国有林30林班わ1・ぬ1は1小班	2.0587	3,321,682
(第3回・1995年度植樹合計分)		29.6759	50,695,804
ニッセイ標茶の森 ①	北海道川上郡標茶町阿歴内 釧路国有林51林班い小班	1.4900	1,538,055
ニッセイ栗駒の森 ①	宮城県大崎市鳴子温泉 鳥留川湖国有林160林班と7小班	1.3500	2,412,032
ニッセイ最上の森	山形県最上郡戸沢村古口 揚巻外7国有林2204林班に4小班	2.0010	3,512,359
ニッセイ桐生の森 ②	群馬県桐生市梅田町 残馬国有林461林班に2小班	1.6669	3,435,735
ニッセイ関川の森 ②	新潟県岩船郡関川村下関 大沢国有林1313林班こ5小班	2.2369	3,945,001
ニッセイ飯館の森	福島県相馬郡飯館村臼石字 菅田国有林2350林班れ小班	2.5200	3,159,748
ニッセイ黒羽の森	栃木県大田原市南方 田中国有林27林班や3小班	3.4600	5,987,423
ニッセイ七会の森	茨城県東茨城郡城里町小勝 高田国有林255林班た4小班	1.9400	3,528,060
ニッセイ高尾の森	東京都八王子市下恩方町 滝ノ沢国有林205林班へ小班	3.3600	6,445,738
ニッセイ富士の森 ④	静岡県富士市大淵 富士山国有林190林班は3小班	1.5000	5,595,789
ニッセイ員弁の森 ①	三重県いなべ市北勢町 悟入谷国有林42林班い小班	1.2853	1,946,199
ニッセイ井手の森 ②	京都府綴喜郡井手町大字井手 山吹山国有林521林班れ小班	1.3322	2,188,751
ニッセイ美作の森 ②	岡山県津山市加茂町下津川 津川山国有林71林班う小班	1.2250	2,014,228
ニッセイ祖谷の森	徳島県三好市東祖谷落合 落合国有林151林班に2小班	2.9573	4,167,272
ニッセイ豊前の森	福岡県豊前市鳥井畑 犬ヶ岳国有林1124林班り2小班	0.9454	1,612,310
ニッセイ佐世保の森	長崎県佐世保市里美 里美西ノ岳国有林1105林班ち1小班	1.4585	3,103,311
ニッセイえびのの森	宮崎県えびの市 昌明寺 昌明寺国有林4046林班り1小班	2.9064	3,839,670
(第4回・1996年度植樹合計分)		33.6349	58,431,681

森林資産明細表

(2019年3月31日現在)

植樹地名称	所在地	施業面積	分収林勘定
		(ヘクタール)	(単位 円)
ニッセイ標茶の森 ②	北海道川上郡標茶町阿歴内 釧路国有林51林班い小班	2.2400	2,510,669
ニッセイ栗駒の森 ②	宮城県大崎市鳴子温泉 鳥留川湖国有林160林班と8小班	1.3400	2,569,202
ニッセイ大船渡の森	岩手県大船渡市末崎町 末崎山国有林59林班は7小班	1.5108	2,391,480
ニッセイ能代の森	秋田県能代市母体 母体山外1国有林82林班は3小班	2.6354	4,127,063
ニッセイ利根の森	群馬県利根郡みなかみ町入須川 十二原国有林204林班た1小班	3.8417	5,722,194
ニッセイ富津高宕の森	千葉県富津市豊岡 蟻谷国有林116林班に2小班	3.7500	6,817,660
ニッセイ富士の森 ⑤	静岡県富士市大淵 富士山国有林196林班ろ小班	1.0700	4,772,087
ニッセイ多賀の森	滋賀県犬上郡多賀町 ハッ尾山国有林87林班ろ小班	1.7676	3,009,793
ニッセイ飛鳥の森	奈良県吉野郡大淀町大字中増字ミヤカイト 高取山国有林47林班ち小班	3.4600	7,542,195
ニッセイ大原の森	山口県山口市徳地袖木 滑山国有林2林班ぬ小班	1.5059	2,750,004
ニッセイ鹿足の森	島根県鹿足郡吉賀町大字六日市 鹿足河内国有林547林班は小班	1.5082	3,092,397
ニッセイ土佐安芸の森 ①	高知県安芸市別役 大除平瀬山国有林27林班ろ1小班	3.4924	5,495,101
ニッセイ那珂川の森	福岡県筑紫郡那珂川町上梶原 上梶原国有林122林班よ1小班	1.3960	2,494,002
ニッセイ甘木の森 ①	福岡県朝倉市黒川 長迫国有林2036林班は小班	2.2868	4,181,435
ニッセイ阿蘇の森	熊本県阿蘇市西湯浦 阿蘇深葉国有林12林班わ1小班	1.7248	2,617,533
(第5回・1997年度植樹合計分)		33.5296	60,092,815
ニッセイ田子の森	青森県三戸郡田子町 相米 小国深山国有林566林班は4小班	1.8555	2,717,849
ニッセイ金山の森	福島県大沼郡金山町太郎布 惣山国有林548林班ほ6小班	3.4622	6,851,183
ニッセイ宇都宮の森 ①	栃木県宇都宮市新里町 鞍掛山国有林78林班は1・2小班	3.2471	5,463,170
ニッセイ富士の森 ⑥	静岡県富士市大淵 富士山国有林190林班は4小班	3.5100	13,502,308
ニッセイ中津川の森	岐阜県恵那市上矢作町 上村恵那国有林1091林班へ小班	2.1300	3,412,910
ニッセイ綾部の森	京都府綾部市釜輪町 奥山国有林55林班れ小班	3.2001	4,820,619
ニッセイ高野の森	和歌山県伊都郡高野町大字高野山 高野山国有林230林班ち小班	2.4400	3,930,084
ニッセイ因幡佐治の森	鳥取県鳥取市佐治町大字高山 山王谷国有林91林班ち小班	2.5902	4,421,642
ニッセイ小田深山の森	愛媛県喜多郡内子町中川 小田深山国有林58林班ろ1小班	3.3440	5,523,849
ニッセイ土佐安芸の森 ②	高知県安芸市別役 大除平瀬山国有林27林班ろ1小班	0.7699	1,098,531
ニッセイ甘木の森 ②	福岡県朝倉市黒川 長迫国有林2036林班は小班	1.3177	2,207,315
ニッセイ脊振の森	佐賀県神埼市脊振町 脊振山国有林21林班ほ6小班	1.4362	2,776,646
ニッセイ九重の森	大分県玖珠郡九重町 扇山国有林1056林班ろ1小班	3.2965	5,101,330
ニッセイ国分の森 ①	鹿児島県霧島市国分郡田 高松国有林1090林班た1小班	1.4000	2,545,709
(第6回・1998年度植樹合計分)		33.9994	64,373,145
ニッセイ紋別の森	北海道紋別市上渚滑町中立牛 紋別国有林1061林班ほ小班	1.9956	2,182,867
ニッセイ阿寒の森 ①	北海道釧路市阿寒町 阿寒国有林2042林班ろ小班	2.0000	1,598,213
ニッセイ松前福島の森	北海道松前郡福島町千軒 福島峠国有林4194林班ろ小班	1.5877	2,306,928
ニッセイ田代の森	秋田県大館市岩瀬 岩瀬沢外1国有林2363林班は4小班	2.9217	5,486,068
ニッセイ宇都宮の森 ②	栃木県宇都宮市新里町 鞍掛山国有林78林班は1・2小班	1.1765	2,121,605
ニッセイ湯沢の森 ①	新潟県南魚沼郡湯沢町土樽 西山東山国有林130林班い小班	4.0913	6,855,092
ニッセイ富士の森 ⑦	静岡県富士市大淵 富士山国有林196林班ろ小班	2.0700	3,530,497
ニッセイ飛騨清見の森	岐阜県高山市清見町 小井戸国有林54林班ろ小班	2.6987	4,615,469
ニッセイ野呂山の森	広島県呉市安浦町 野路山国有林531林班の小班	3.4223	6,778,662
ニッセイ三木の森	香川県木田郡三木町奥山 大満地国有林29林班ろ1小班	2.2385	3,098,359
ニッセイ金峰の森	熊本県玉名市天水町 熊野岳国有林159林班い・い4小班	2.1450	3,766,404
ニッセイ木城の森 ①	宮崎県児湯郡木城町石河内 尾鈴国有林238林班い1小班	4.8800	8,930,664
ニッセイ国分の森 ②	鹿児島県霧島市国分郡田 高松国有林1090林班た1小班	2.2700	4,262,950
ニッセイ東市来の森	鹿児島県日置市東市来町湯田 堅山国有林61林班ぬ小班	1.6781	3,093,749
(第7回・1999年度植樹合計分)		35.1754	58,627,527

森林資産明細表

(2019年3月31日現在)

植樹地名称	所在地	施業面積	分収林勘定
		(ヘクタール)	(単位 円)
ニッセイ浜益の森 ①	北海道石狩市浜益区 実田国有林557林班よ小班	2.0700	2,593,364
ニッセイ阿寒の森 ②	北海道釧路市阿寒町 阿寒国有林2042林班ろ2小班	1.1300	1,221,412
ニッセイ湯沢の森 ②	新潟県南魚沼郡湯沢町土樽 西山東山国有林130林班い小班	3.1318	5,081,521
ニッセイ吾妻の森 ①	群馬県吾妻郡東吾妻町川戸 鳥帽子国有林74林班い1小班	4.4400	9,076,681
ニッセイ相模の森	神奈川県相模原市 谷山国有林258林班ち小班	2.9400	6,632,513
ニッセイ富士の森 ⑧	静岡県富士市大淵 富士山国有林196林班ろ小班	1.4600	4,542,046
ニッセイ社の森 ①	兵庫県加東市社町 朝光山国有林704林班に小班	1.7500	2,607,592
ニッセイ北房の森	岡山県真庭市 興法地国有林515林班ぬ小班	4.4955	7,661,445
ニッセイ川本の森	鳥根県邑智郡川本町大字川本 下り谷国有林269林班い小班	2.4840	5,072,246
ニッセイ三好の森	徳島県三好市東祖谷小島 小島国有林66林班ほ12小班	3.0971	4,452,407
ニッセイ水俣の森	熊本県水俣市湯出 湯出矢筈岳国有林1409林班ね2小班	2.1091	3,677,532
ニッセイ安心院の森	大分県宇佐市安心院町 中州国有林47林班か4小班	1.3970	2,489,629
ニッセイ木城の森 ②	宮崎県児湯郡木城町石河内 尾鈴国有林238林班い2小班	2.0300	3,350,464
ニッセイ垂水の森 ①	鹿児島県垂水市田神 後平国有林115林班は3小班	2.1211	3,640,952
(第8回・2000年度植樹合計)		34.6556	62,099,804
ニッセイ浜益の森 ②	北海道石狩市浜益区 実田国有林557林班よ小班	2.0000	2,836,610
ニッセイ佐呂間の森	北海道常呂郡佐呂間町字武士 佐呂間国有林2026林班た小班	2.4170	2,802,103
ニッセイ紫波の森 ①	岩手県紫波郡紫波町土館 山王海国有林404林班に6小班	3.8600	5,566,864
ニッセイ鮭川の森 ①	山形県最上郡鮭川村庭月 切欠上野外8国有林2041林班へ17小班	1.4500	2,723,702
ニッセイ塙の森	福島県東白河郡塙町真名畑 入山国有林50林班ほ3小班	3.2700	6,513,569
ニッセイ吾妻の森 ②	群馬県吾妻郡東吾妻町川戸 鳥帽子国有林74林班い1小班	2.7900	6,219,310
ニッセイ富士の森 ⑨	静岡県富士市大淵 富士山国有林199林班ぬ小班	1.6100	5,897,953
ニッセイ日原の森	鳥根県鹿足郡津和野町佐鏡 高嶺芦谷国有林516林班と小班	1.3112	2,527,760
ニッセイ加茂川の森	岡山県加賀郡吉備中央町 加茂山国有林838林班は小班	1.7722	2,806,820
ニッセイ三次の森	広島県三次市布野町大字下布野 宇遠木山国有林33林班わ小班	0.6438	1,353,739
ニッセイ安芸の森	高知県安芸市古井 揚ヶ谷山国有林10林班い11小班	2.0983	3,406,237
ニッセイ佐賀富士の森 ②	佐賀県佐賀市富士町 上合瀬布巻国有林31林班い2小班	2.6036	4,555,354
ニッセイ小石原の森 ①	福岡県朝倉郡東峰村小石原 白石国有林2023林班い2小班	1.8000	2,818,966
ニッセイ田野の森	宮崎県宮崎市田野町 鱈頭国有林82林班や小班	4.2363	5,554,820
ニッセイ垂水の森 ②	鹿児島県垂水市田神 後平国有林115林班は4小班	1.2707	2,348,565
(第9回・2001年度植樹合計)		33.1331	57,932,372
ニッセイ紫波の森 ②	岩手県紫波郡紫波町土館 山王海国有林404林班に3小班	1.0300	1,439,843
ニッセイ平泉の森	岩手県西磐井郡平泉町 上ノ林国有林257林班い3小班	3.8900	7,237,281
ニッセイ鮭川の森 ②	山形県最上郡鮭川村庭月 切欠上野外8国有林2041林班へ18小班	1.8700	3,737,112
ニッセイ苗場の森	新潟県南魚沼郡湯沢町三俣 日白山国有林97林班に2・4小班	3.3941	7,419,279
ニッセイ大子の森	茨城県常陸太田市里川字三古室 黒川国有林2005林班と2小班	0.9500	1,908,841
ニッセイ富士の森 ⑩	静岡県富士市大淵 富士山国有林200林班る2小班	1.4100	3,709,187
ニッセイ敦賀の森	福井県敦賀市 黒河山国有林151林班へ小班	3.4938	5,748,391
ニッセイ社の森 ②	兵庫県加東市社町 朝光山国有林704林班ち小班	0.8900	1,548,289
ニッセイ新見の森	岡山県新見市菅生 用郷山国有林554林班と小班	4.1901	7,837,469
ニッセイ徳地の森 ②	山口県山口市徳地柚木 滑山国有林2林班わ小班・19林班ろ小班・20林班と小班	3.1272	5,246,566
ニッセイ小石原の森 ②	福岡県朝倉郡東峰村小石原 白石国有林2023林班い11小班	2.8500	3,834,995
ニッセイ西有家の森	長崎県南島原市西有家町 西有家温泉岳国有林102林班わ小班	4.0669	7,579,456
(第10回・2002年度植樹合計)		31.1621	57,246,709

森林資産明細表

(2019年3月31日現在)

植樹地名称	所在地	施業面積 (ヘクタール)	分収林勘定 (単位 円)
ニッセイ雄勝の森 ①	秋田県湯沢市秋ノ宮字 役内山国有林28林班た1小班	1.8000	3,116,187
ニッセイ伊豆の森 ①	静岡県伊豆市湯ヶ島 湯ヶ島国有林136林班い1小班	2.0800	3,997,256
ニッセイ員弁の森 ②	三重県いなべ市北勢町 悟入谷国有林33林班わ1小班	2.2116	4,557,358
ニッセイ久米の森	岡山県久米郡美咲町 大戸山国有林111林班り1班	1.3778	2,353,316
ニッセイ阿戸の森	広島県広島市安芸区阿戸町 大谷山国有林554林班た1小班	1.3928	2,409,939
(第11回・2003年度植樹合計分)		8.8622	16,434,056
ニッセイ雄勝の森 ②	秋田県湯沢市秋ノ宮字 役内山国有林28林班た1小班	1.5877	2,650,054
ニッセイ伊豆の森 ②	静岡県伊豆市湯ヶ島 湯ヶ島国有林136林班い1小班	1.3800	3,130,066
ニッセイ船引の森	福島県田村郡船引町上移 入山国有林248林班わ1小班	5.6394	10,272,263
ニッセイ土佐山田の森	高知県香美市土佐山田町榎の谷 立割不寒冬山国有林106林班ろ1小班	0.9256	1,231,246
(第12回・2004年度植樹合計分)		9.5327	17,283,629
ニッセイむつの森	青森県むつ市田名郡 矢立山国有林32林班か1小班	5.9800	11,199,431
ニッセイ川崎の森	宮城県柴田郡川崎町今宿 小屋沢山国有林211林班は2小班	1.3118	2,214,269
ニッセイ小野上の森	群馬県渋川市小野子 裸岩国有林299林班わ1小班	3.8584	7,345,350
(第13回・2005年度植樹合計分)		11.1502	20,759,050
ニッセイまんのうの森	香川県仲多度郡まんのう町勝浦 下福家国有林58林班に2小班	2.5935	4,456,467
ニッセイ鰐頭の森	宮城県宮崎市田野町 鰐頭国有林78林班た1小班	4.0976	6,869,112
ニッセイ高尾野の森	鹿児島県出水市高尾野町 長尾国有林1089林班り1小班	2.0009	4,673,041
(第14回・2006年度植樹合計分)		8.6920	15,998,620
ニッセイ苫小牧の森	北海道苫小牧市 錦岡国有林1479林班ほ1小班	3.3342	4,503,640
ニッセイときがわの森	埼玉県比企郡ときがわ町西平 都幾山国有林34林班り1小班	1.8000	4,354,974
ニッセイ南阿蘇の森	熊本県阿蘇郡南阿蘇村 中山国有林120林班い1小班	2.6485	5,359,551
(第15回・2007年度植樹合計分)		7.7827	14,218,165
ニッセイ岩見の森	秋田県秋田市河辺岩見字 岩見山外3国有林262林班ぬ1小班	3.3286	6,273,834
ニッセイ大田原の森	栃木県大田原市北野上字塩ノ草 塩ノ草国有林29林班か1小班	2.0289	5,061,165
ニッセイ安中の森	群馬県安中市松井田町大字坂本字 霧積山国有林127林班は1小班	1.2159	2,609,970
ニッセイ長崎の森	長崎県長崎市神浦北大中尾町 神浦岩脊戸国有林60林班い1小班	3.8653	8,781,152
(第16回・2008年度植樹合計分)		10.4387	22,726,121
ニッセイ足寄の森	北海道足寄郡足寄町上足寄 足寄国有林69林班い1小班	3.3350	3,663,523
ニッセイ別府の森	大分県別府市大字内成 コカノ原国有林1016林班は1小班	3.0945	8,435,360
ニッセイ熊本の森	熊本県熊本市貢町 小萩国有林173林班に1小班	3.5374	10,051,064
(第17回・2009年度植樹合計分)		9.9669	22,149,947
ニッセイ日高の森	北海道沙流郡平取町 振内国有林1008林班に1小班	2.0000	3,867,974
ニッセイ常陸太田の森	茨城県常陸太田市折橋町横川 横川入国有林2037林班い1小班	2.8500	5,814,871
ニッセイ筑前の森	福岡県朝倉郡筑前町 大谷国有林2林班よ1小班	5.1893	15,460,575
ニッセイ霧島の森	鹿児島県始良郡湧水町 般若寺国有林3092林班ち1小班	1.9749	4,271,639
(第18回・2010年度植樹合計分)		12.0142	29,415,059
ニッセイ山形の森	山形県東村山郡山辺町畑谷 虚空蔵外4国有林267林班わ1小班	3.3628	9,341,387
ニッセイ豊橋の森	愛知県豊橋市岩崎町字内山 豊橋国有林1251林班い1,ろ1小班	2.5800	11,310,615
(第19回・2011年度植樹合計分)		5.9428	20,652,002
ニッセイ支笏湖の森	北海道千歳市西森 丸山国有林5250ほ林1小班	3.2330	5,782,775
(第20回・2012年度植樹合計分)		3.2330	5,782,775
		427.0363	764,692,892

独立監査人の監査報告書

公益財団法人 ニッセイ緑の財団
理事会 御中

2019年4月23日
公認会計士 田原 健一郎



<財務諸表監査>

私は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第23条の規定に基づき、公益財団法人 ニッセイ緑の財団の2018年4月1日から2019年3月31日までの2018年度の貸借対照表及び損益計算書(公益認定等ガイドラインI-5(1)の定めによる「正味財産増減計算書」をいう。)並びにその附属明細書並びに財務諸表に対する注記について監査し、併せて、正味財産増減計算書内訳表(以下、これらの監査の対象書類を「財務諸表等」という。)について監査を行った。

財務諸表等に対する理事者の責任

理事者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる公益法人会計の基準に準拠して財務諸表等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表等を作成し適正に表示するために理事者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

私の責任は、私が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表等に対する意見を表明することにある。私は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、私に財務諸表等に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表等の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、私の判断により、不正又は誤謬による財務諸表等の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、私は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表等の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、理事者が採用した会計方針及びその適用方法並びに理事者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表等の表示を検討することが含まれる。

私は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

私は、上記の財務諸表等が、我が国において一般に公正妥当と認められる公益法人会計の基準に準拠して、当該財務諸表等に係る期間の財産及び損益(正味財産増減)の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

<財産目録に対する意見>

私は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第23条の規定に基づき、公益財団法人 ニッセイ緑の財団の2019年3月31日現在の2018年度の財産目録(「貸借対照表科目」、「金額」及び「使用目的等」の欄に限る。以下同じ。)について監査を行った。

財産目録に対する理事者の責任

理事者の責任は、財産目録を、我が国において一般に公正妥当と認められる公益法人会計の基準に準拠するとともに、公益認定関係書類と整合して作成することにある。

監査人の責任

私の責任は、財産目録が、我が国において一般に公正妥当と認められる公益法人会計の基準に準拠しており、公益認定関係書類と整合して作成されているかについて意見を表明することにある。

財産目録に対する監査意見

私は、上記の財産目録が、我が国において一般に公正妥当と認められる公益法人会計の基準に準拠しており、公益認定関係書類と整合して作成されているものと認める。

利害関係

公益財団法人 ニッセイ緑の財団と私との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監事監査報告書

私ども監事は、2018年4月1日から2019年3月31日までの第26回事業年度における理事の職務の執行の状況について報告を受けるとともに、当該事業年度に係る事業報告書について慎重な検討を加え、その他必要と思われる監査手続きを実施した結果、次のとおり報告致します。

監査の結果

- 1 事業報告書は、法令及び定款に従い、財団の状況を正しく示しているものと認めます。
- 2 理事の職務の遂行に関し不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 3 財務諸表等及び財産目録に関する会計監査人田原公認会計士の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2019年 5月 7日

公益財団法人 ニッセイ緑の財団

監事 垣見 隆

監事 窪谷 治

